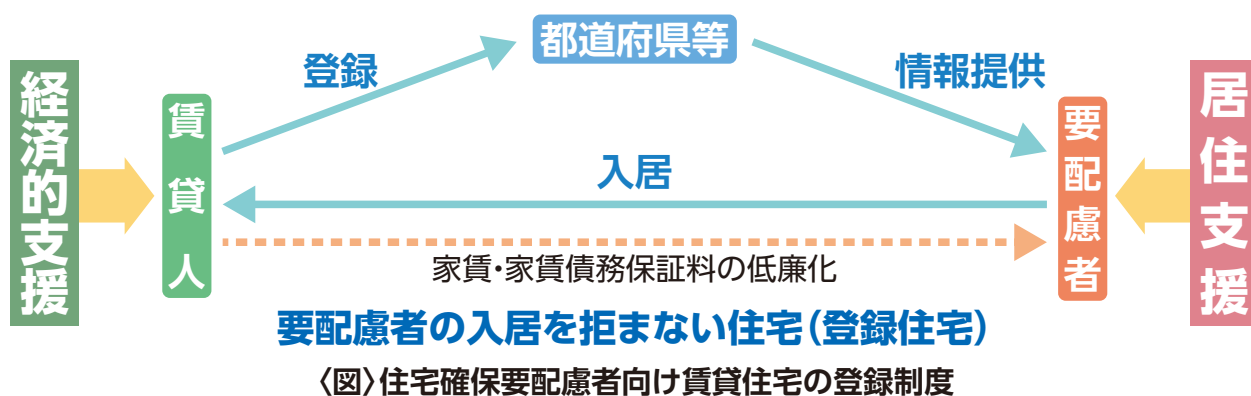


📎 新たな住宅セーフティネット制度

改正住宅セーフティネット法に基づき平成29年10月にスタートした制度であり、高齢者、低所得者、障がい者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々(要配慮者)に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行うとともに、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行うものです。

1. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
2. 登録住宅の改修や入居者への経済的な支援
3. 住宅確保要配慮者に対する居住支援



📎 居住支援法人とは…

高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯、LGBTをはじめとする性的マイノリティの方等の住宅確保要配慮者へ、住居確保のための入居相談や民間賃貸住宅業者等とのマッチング、入居後の見守り、家賃債務保証制度の紹介等を行います。

- 一人で家を探すことに不安を感じている。
- 高齢や障がいのため家を探すことがうまくいかない。
- 生活に困窮し予算の問題で家が見つからない。
- 保証人や緊急連絡先がない。
- 震災で突然転居しなければならなくなった。
- 外国人 等



こういった方を対象に、住居確保のための入居相談や民間賃貸住宅業者等とのマッチング、入居後の見守り、家賃債務保証制度の紹介等を行います。

